（資料８）地域再生税制の全体イメージ

地域再生に役立つ事業を行う民間企業に対する投資について税制上の優遇措置を講じ、当該事業に対する民間資金を誘導することにより、「民間の力による地域再生」を促進

地方公共団体

地域再生計画
株式会社が行う地域再生事業が記載された計画

認定

認定地域再生計画

計画の認定とは別に会社の指定が必要

指定

特定地域再生事業会社
認定地域再生計画に基づき、地域再生事業を行う株式会社

出資

個人投資家

内閣総理大臣

地域再生事業の内容
①社会福祉施設、交通施設等の公益的施設
②環境対策に資する新エネルギー施設等
③地場産業の支援に資する試験研究施設等
の整備運営事業

認定基準
①地域再生基本方針に適合すること
②地域再生の実現に相当程度寄与すること
③円滑かつ確実な実施が見込まれること

下記の要件に該当する株式会社について指定
①常時雇用者数が10人以上であること
②地域再生事業を専ら行う株式会社であること
③地方公共団体が発行済株式の総数の5/100以上1/3以下の株式を保有していること
④非上場会社、非店頭登録会社であること
⑤中小企業者であり、大規模法人の子会社ではないこと
⑥計画の認定が取り消された場合の地域再生事業を行う株式会社ではないこと
⑦株式投資契約を締結する株式会社であること。

出資に対する税制上の特例措置

①投資額控除
②損失繰延